

# 資料

用語解説

各種委員会設置要綱

各種委員会委員名簿

条例・基本計画策定の経緯

射水市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法

男女共同参画関連年表

## 用語解説

### ※1 国際婦人年／国際婦人の十年

昭和47年（1972年）の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年（1975年）を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和50年（1975年）の第30回国連総会において昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の十年」とすることが宣言された。

### ※2 女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」という。

昭和54年（1979年）、国連総会によって採択された。条約は、政治経済、社会、文化その他あらゆる分野における性差別の撤廃を目指し、性的役割分担の見直しを強く打ち出している。日本は、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定及び労働基準法の改正、家庭科の男女共修を行い、昭和60年（1985年）に批准した。

### ※3 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置された。

本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官を副本部長とし、本部員は特命担当大臣を含む全国務大臣で構成されている。

### ※4 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成11年6月23日法律第78号として公布、施行された。

### ※5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年6月2日公布、同年12月2日施行）」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いことからである。



## ※6 固定的役割分担（意識）

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

例えば、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている（＝性別役割分担意識）。

## ※7 協働

行政と住民が対等の立場で協力し合い、地域づくりを担うことをいう。

## ※8 男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かれ合ひ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。

## ※9 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス」は直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には夫・パートナーや恋人からの女性に対する暴力であり、法律上の婚姻の有無を問わず、親密な関係にある男性が女性に用いる暴力行為をいう。

## ※10 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。

「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。

## ※11 メディア・リテラシー

メディア（新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報媒体）から発信される情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力をいう。



### ※12 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

### ※13 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、経営を担っている家族間相互の話し合いで、経営方針、報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文章で取り決める事物をいう。

### ※14 男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

企業の募集及び採用から定年、退職及び解雇にいたる雇用管理において、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることを目的とする法律。昭和61年（1986年）施行。

この法律では、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用・管理すべての段階における女性に対する差別が禁止されている。また、ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられている。

### ※15 次世代育成支援行動計画/特定事業主行動計画

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることから、国・地方公共団体・企業等が一体となって対策を進めていくために、平成15年7月に成立・公布されたのが「次世代育成支援対策推進法」である。

この法律に基づき、市町村は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために行動計画を策定するものとされている。（次世代育成支援行動計画）

また、一般事業主や地方公共団体も行動計画の策定が義務づけられ、次世代育成支援対策の推進に努めている。（雇用する労働者が300人以下の企業は努力義務）

（一般事業主行動計画：企業）

（特定事業主行動計画：地方公共団体）



### ※16 ファミリー・サポート（センター）

子育てを応援したい人と、仕事や家事の都合で子育てを応援してほしい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織をいう。

### ※17 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康／権利」は、平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念である。

リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。

リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれ、幅広く議論されている。

### ※18 ノーマライゼーション

障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者等に対して、すべての人が持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいう。

### ※19 バリアフリー

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方をいう。

## 射水市男女共同参画懇話会設置要綱

### (設置)

**第1条** 射水市の男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の提案に応じ調査及び審議を行うため、射水市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

### (定義)

**第2条** この要綱において「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### (所掌事項)

**第3条** 懇話会は、市長の提案に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に提言する。

- (1) (仮称) 射水市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）の制定に関し、必要な事項
- (2) その他男女共同参画社会の実現に関し、必要な事項

### (組織)

**第4条** 懇話会は、委員15人以内で組織するものとし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員数の10分の4未満であってはならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から条例が制定されるまでとする。

### (会長及び副会長)

**第5条** 懇話会に会長及び副会長を置き、委員互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 懇話会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、懇話会に諮り、会議を非公開とすることができる。

### (意見の聴取)

**第7条** 会長は、調査及び審議に際し必要があると認めるときは、会議にその都度関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

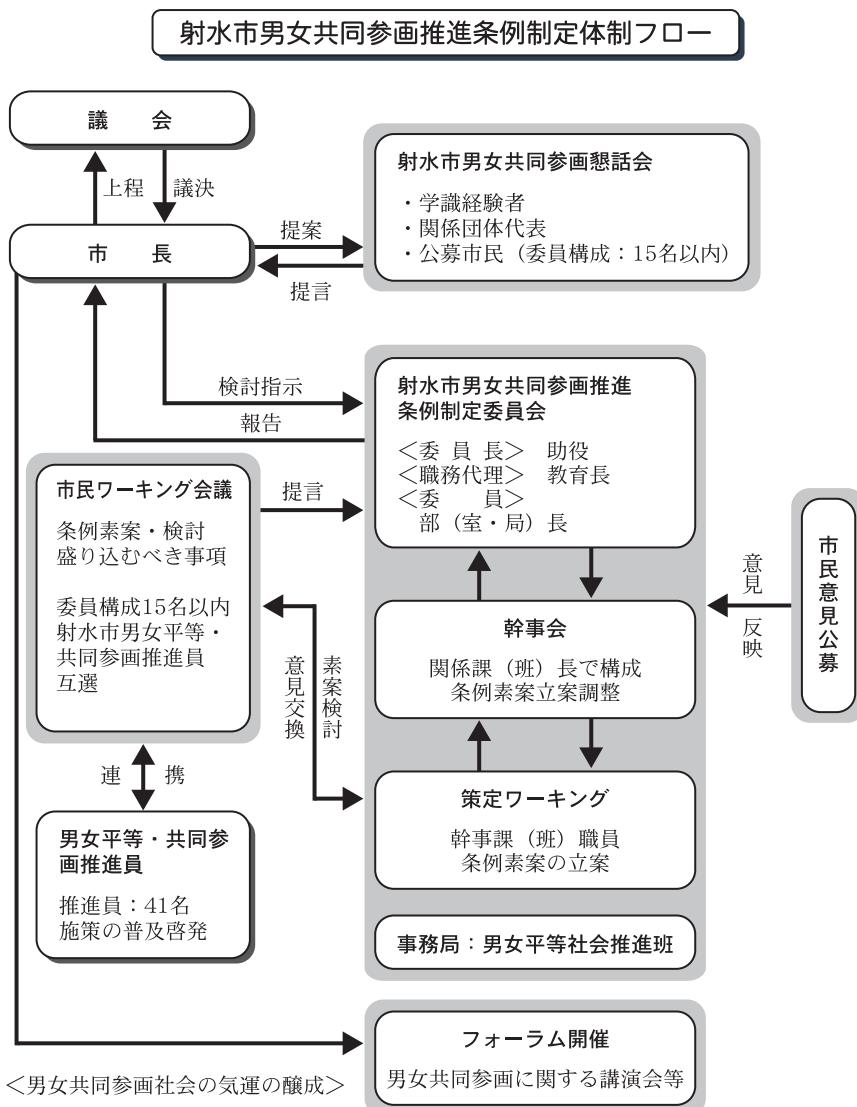
**第8条** 懇話会の庶務は、企画総務部男女平等社会推進班において処理する。

### (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮つて定める。

## 附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。



## 射水市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 射水市の男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の提案に応じ調査及び審議を行うため、射水市男女共同参画プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

### (定義)

**第2条** この要綱において「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### (所掌事項)

**第3条** 策定委員会は、市長の提案に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に提言する。

- (1) (仮称) 射水市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関し、必要な事項
- (2) その他男女共同参画社会の実現に関し、必要な事項

### (組織)

**第4条** 策定委員会は、委員15人以内で組織するものとし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員数の10分の4未満であってはならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日からプランが策定されるまでとする。

### (会長及び副会長)

**第5条** 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 策定委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、策定委員会に諮り、会議を非公開とすることができます。

#### (意見の聴取)

**第7条** 会長は、調査及び審議に際し必要があると認めるときは、会議にその都度関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (庶務)

**第8条** 策定委員会の庶務は、企画総務部男女平等社会推進班において処理する。

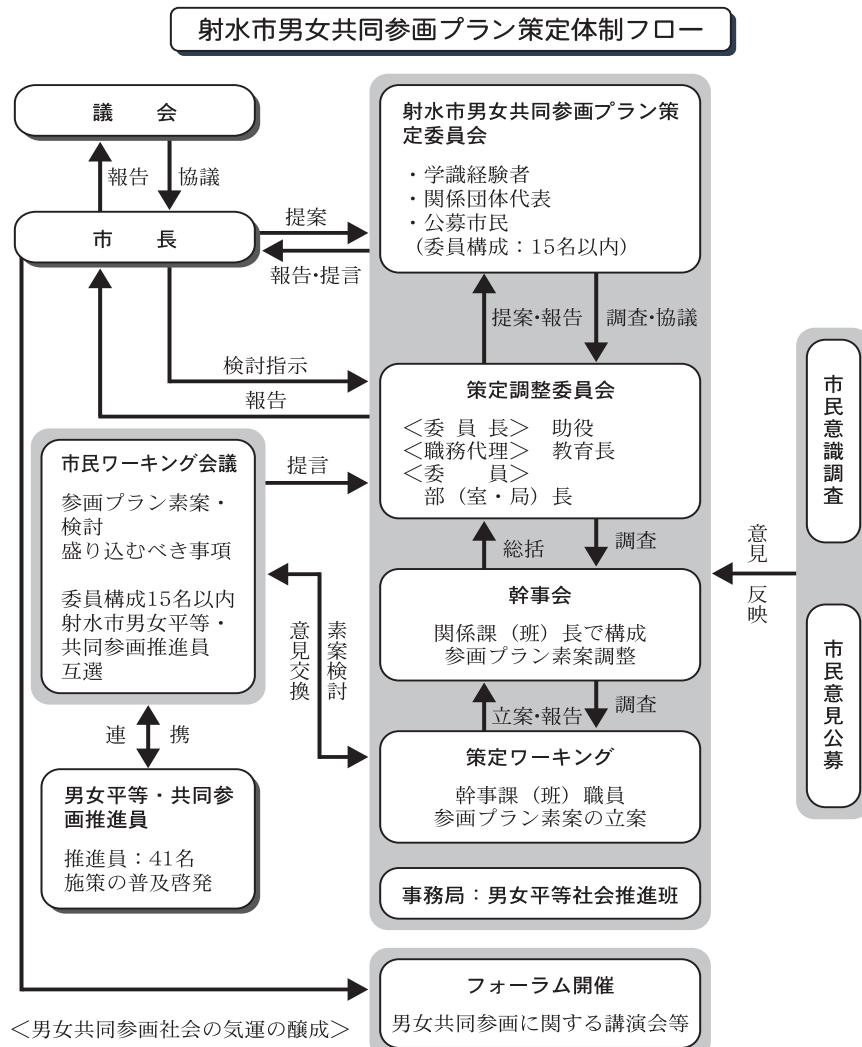
#### (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

### 附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。



## 射水市男女共同参画推進条例制定委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 射水市における男女共同参画社会の実現を目指して、「(仮称) 射水市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。) の制定に向け、関係行政機関の事務の緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的に条例を制定するため、「射水市男女共同参画推進条例制定委員会」(以下「委員会」という。) を置く。

### (定義)

**第2条** この要綱において「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### (所掌事務)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例案を起草すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項に関すること。

### (組織)

**第4条** 委員会は、別表1に掲げる職員を委員として組織する。

#### (委員長及び委員長職務代理者)

**第5条** 委員会に委員長及び委員長職務代理者を置く。

- 2 委員長は、助役をもって充て、委員長職務代理者は、教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長職務代理者は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 委員長は、必要に応じ、会議を招集し、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

**第7条** 第3条の所掌事務の具体的な事項を協議及び調整するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる課長及び班長をもって充てる。
- 3 幹事長は、企画総務部男女平等社会推進班長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要的都度、幹事長が招集する。

#### (策定ワーキング)

**第8条** 第3条の所掌事務のうち、条例案に関する調査研究をするため、策定ワーキングを置く。

- 2 策定ワーキングは、幹事が所属職員のうちから指名した者で組織する。
- 3 策定ワーキングは、企画総務部男女平等社会推進班が主宰する。

#### (庶務)

**第9条** 委員会、幹事会及び策定ワーキングの庶務は、企画総務部男女平等社会推進班において処理する。

#### (その他)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

#### 別表1（第4条関係）

助役、教育長、議会事務局長、市長公室長、企画総務部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、消防長

#### 別表2（第7条関係）

秘書広報課長、企画政策課長、少子化対策・子どもの権利班長、情報政策課長、総務課長、人事課長、生活安全課長、環境課長、社会福祉課長、長寿介護課長、児童家庭課長、健康推進課長、港湾商工課長、農業水産課長、都市計画課長、道路建設課長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ課長、男女平等社会推進班長

## 射水市男女共同参画プラン策定調整委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 射水市における男女共同参画社会の実現を目指して、「(仮称) 射水市男女共同参画プラン」(以下「プラン」という。) の策定に向け、関係行政機関の事務の緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的にプランを策定するため、「射水市男女共同参画プラン策定調整委員会」(以下「調整委員会」という。) を置く。

### (定義)

**第2条** この要綱において「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### (所掌事務)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プラン案を策定すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項に関すること。

### (組織)

**第4条** 委員会は、別表1に掲げる職員を委員として組織する。

#### (委員長及び委員長職務代理者)

**第5条** 委員会に委員長及び委員長職務代理者を置く。

- 2 委員長は、助役をもって充て、委員長職務代理者は、教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長職務代理者は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 委員長は、必要に応じ、会議を招集し、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

**第7条** 第3条の所掌事務の具体的な事項を協議及び調整するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる課長及び班長をもって充てる。
- 3 幹事長は、企画総務部男女平等社会推進班長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要的都度、幹事長が招集する。

#### (策定ワーキング)

**第8条** 第3条の所掌事務のうち、プラン案に関する調査研究をするため、策定ワーキングを置く。

2 策定ワーキングは、幹事が所属職員のうちから指名した者で組織する。

3 策定ワーキングは、企画総務部男女平等社会推進班が主宰する。

#### (庶務)

**第9条** 委員会、幹事会及び策定ワーキングの庶務は、企画総務部男女平等社会推進班において処理する。

#### (その他)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

助役、教育長、議会事務局長、市長公室長、企画総務部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、消防長

別表2（第7条関係）

秘書広報課長、企画政策課長、少子化対策・子どもの権利班長、情報政策課長、総務課長、人事課長、生活安全課長、環境課長、社会福祉課長、長寿介護課長、児童家庭課長、健康推進課長、港湾商工課長、農業水産課長、都市計画課長、道路建設課長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ課長、男女平等社会推進班長

## 射水市男女共同参画「市民ワーキング会議」設置要綱

### (設置)

**第1条** 射水市における男女共同参画社会の実現を目指して、射水市男女共同参画推進条例制定委員会（以下「委員会」という。）及び射水市男女共同参画プラン策定調整委員会（以下「調整委員会」という。）と連携して「(仮称) 射水市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）及び「(仮称) 射水市男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）を制定及び策定するため、射水市男女共同参画「市民ワーキング会議」（以下「市民ワーキング会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 市民ワーキング会議は、条例及びプランについて協議し、委員会及び調整委員会に対して必要な提言を行うものとする。

### (組織)

**第3条** 市民ワーキング会議は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、条例の制定及びプランの策定に関して、熱意と奉仕的精神を有する者で射水市男女平等・共同参画推進員の互選により選出したものの中から市長が委嘱するものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から条例及びプランが制定・策定されるまでとする。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 市民ワーキング会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 市民ワーキング会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (委員の遵守事項)

**第6条** 市民ワーキング会議の委員は、会議の公正かつ円滑な運営を確保するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表としての自覚をもって、建設的な意見を述べること。
- (2) 将来の射水市を考え、大局的かつ総合的な見地により意見を述べること。
- (3) 活動を通じて知り得た秘密は、漏らしてはならないこと。
- (4) 特定の個人、団体及び地域等に対する中傷又は利害に絡む発言は慎むこと。
- (5) 発言の機会均等に留意し、民主的な運営について配慮すること。

### (庶務)

**第7条** 市民ワーキング会議の庶務は、企画総務部男女平等社会推進班において処理する。

### (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、市民ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民ワーキング会議に諮って定める。

### 附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

## 射水市男女共同参画「懇話会」及び「策定委員会」委員

平成18年4月1日～平成19年3月31日

役 職	氏 名	所 属
会 長	奥 田 實	富山県立大学工学部教授
	郷 倉 祂 子	富山短期大学幼児教育学科教授
	山 本 賢 治	弁護士
	小 林 博 之	人権擁護委員
	梶 谷 正 治	市自治会連合会理事
	村 田 郁 雄	市社会教育委員長
	鈴 木 敬 子	堀岡小学校長
	大 泉 征 夫	新湊商工会議所事務局長
	宮 林 良 子	市婦人会男女共同参画部長
	堀 岡 隆 弘	いみず野農業協同組合
	四 方 理恵子	射水青年会議所
	吉 野 富士子	市母親クラブ連絡協議会長
副 会 長	瀬 山 和 子	市男女平等・共同参画推進委員長
	笠 井 亀 吉	公募市民
	山 本 夕起子	公募市民

## 射水市男女共同参画「市民ワーキング会議」委員

平成18年4月1日～平成19年3月31日

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	秋 元 國 男		鵜 川 美 子		江 尻 昭
	海老江 眴		金 子 堅太郎		佐 伯 日登美
	笛 川 みち子		新 谷 洋 子	委員長	瀬 山 和 子
	田 中 秋 代		堤 谷 豊 吉		堀 田 信 雅
	前 手 政 幸	副委員長	森 田 ひとみ		矢 野 順 子

## 射水市男女共同参画推進条例・射水市男女共同参画基本計画策定の経緯

日 程	内 容
平成 18年 4月	第1回条例制定委員会 第1回条例制定委員会（幹事会） 第1回条例制定委員会（策定ワーキング） 第1回市民ワーキング会議
5月	第2回市民ワーキング会議 第3回市民ワーキング会議 第4回市民ワーキング会議
6月	第5回市民ワーキング会議 市民ワーキング会議提言書の提出（条例制定委員会） 第2回条例制定委員会（策定ワーキング） 第2回条例制定委員会（幹事会）
7月	第2回条例制定委員会 第1回射水市男女共同参画懇話会 プラン策定調整委員会（策定ワーキング部会長・副会長会議） 第6回市民ワーキング会議
8月	第7回市民ワーキング会議 総務文教常任委員会（条例草案、市民意見募集概要説明） 第8回市民ワーキング会議
9月	条例草案に関する市民意見募集（4日～25日） 市民ワーキング会議プラン提言書の提出（策定調整委員会委員長） 第3回条例制定委員会及び第1回プラン策定調整委員会（幹事会） 第1回プラン策定調整委員会（策定ワーキング）
10月	第2回射水市男女共同参画懇話会及び第1回プラン策定委員会 第3回条例制定委員会及び第1回プラン策定調整委員会 第2回プラン策定調整委員会（策定ワーキング）
11月	射水市男女共同参画推進フォーラム開催 射水市男女共同参画懇話会提言書の提出（市長） 第4回条例制定委員会
12月	12月定例議会議案上程・可決（条例）
平成 19年 2月	第3回プラン策定調整委員会（幹事会・策定ワーキング） 第2回プラン策定調整委員会 第2回プラン策定委員会
3月	プラン草案に関する市民意見募集（1日～19日） 第3回プラン策定委員会 プラン策定委員会プラン提言書の提出（市長） 第3回プラン策定調整委員会（基本計画策定）
4月	射水市男女共同参画推進条例施行

# 射水市男女共同参画推進条例

## 目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策等（第9条－第16条）

第3章 射水市男女共同参画審議会（第17条・第18条）

第4章 雜則（第19条）

附 則

射水市は、豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化に恵まれた、誇りと希望にあふれるまちである。

ここに、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かでいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) **積極的改善措置** 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) **市民** 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) **事業者等** 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) **セクシュアル・ハラスメント** 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を發揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に對等な立場で参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に對等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮とともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、基本理念（前文及び第3条に定める男女共同参画の推進についての基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者等と連携して取り組むものとする。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者等の責務)

**第6条** 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の活動と家庭生活における活動の両立が可能となるよう環境整備に努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間において、身体的、精神的、性的又は経済的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

#### (公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策等

#### (基本計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画推進施策の大綱
- (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な推進施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第17条に規定する射水市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

#### (市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

**第10条** 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、あらゆる機会を通じて情報を提供するよう努めるものとする。

#### (調査研究)

**第11条** 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

#### (自主的な推進活動に対する支援)

**第12条** 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (報告)

**第13条** 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

#### (男女共同参画推進員)

**第14条** 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、射水市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

2 推進員は、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

#### (拠点施設の設置)

**第15条** 市は、男女共同参画社会の形成を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

#### (苦情及び相談への対応)

**第16条** 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

### 第3章 射水市男女共同参画審議会

#### (射水市男女共同参画審議会)

**第17条** 基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び審議するため射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

#### (組織等)

**第18条** 審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画社会の形成の推進に関して見識を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 公募による市民
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 雜 則

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第9条の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)  
(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

## 男女共同参画社会基本法

### 目 次

#### 前 文

第一章 総則(第一条－第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

#### 附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総 則

### （目的）

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第十一條** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平十一法一六〇・一部改正）

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平十一法一〇二・全改)

(設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平十一法一〇二・全改)

(所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平十一法一〇二・全改)

(組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平十一法一〇二・全改)

(議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平十一法一〇二・全改)

(議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平十一法一〇二・全改)

(議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平十一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平十一法一〇二・全改)

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に必要な事項は、政令で定める。

(平十一法一〇二・全改)

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

### (経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則（平成十一年七月十六日法律第一〇二号）抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

### (委員等の任期に関する経過措置)

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

### (別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 男女共同参画に関する年表

元号(西暦)	国際的な動き	国内の動き
昭和50年(1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際婦人年(目標:平等、開発、平和)</li> <li>○ 第1回世界女性会議(メキシコシティ)</li> <li>○ 「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育児休業に関する法律」公布</li> <li>○ 総理府に婦人問題企画推進本部設置(本部長:内閣総理大臣)</li> </ul>
国連婦人の十年 (1976～1985年)	昭和51年(1976年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民法一部改正(離婚後の氏の選択自由)</li> </ul>
	昭和52年(1977年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国内行動計画」策定</li> <li>○ 国立婦人教育会館(埼玉県嵐山町)開館</li> </ul>
	昭和54年(1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>
	昭和55年(1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国連婦人の十年中間年」</li> <li>○ 第2回世界女性会議(コペンハーゲン)</li> <li>○ 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>
	昭和56年(1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ILO第156号条約の採択(ILO総会) (家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)</li> </ul>
	昭和59年(1984年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国籍法及び戸籍法一部改正 (子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)</li> </ul>
	昭和60年(1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3回世界女性会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)</li> <li>○ 「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>○ 「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>
	昭和61年(1986年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>○ 婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>
	昭和62年(1987年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>
	平成2年(1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>
平成3年(1991年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定</li> <li>○ 「育児休業等に関する法律」公布</li> </ul>
平成4年(1992年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育児休業等に関する法律」施行</li> <li>○ 婦人問題担当大臣誕生</li> </ul>
平成5年(1993年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国連世界人権会議開催(ウィーン)</li> <li>○ 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「パートタイム労働法」公布、施行</li> <li>○ 女性衆議院議員議長誕生</li> <li>○ 中学校の「家庭科」男女共修</li> </ul>
平成6年(1994年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際人口・開発会議(カイロ) (リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ提唱)</li> <li>○ 「ILO157号条約」(パートタイム労働に関する条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置</li> <li>○ 「男女共同参画推進本部」設置</li> <li>○ 高校の「家庭科」男女共修</li> </ul>
平成7年(1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ILO第156号条約」(家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約)批准</li> <li>○ 「育児休業法」から「育児・介護休業法」への改正</li> </ul>
平成8年(1996年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度までの国内行動計画」策定</li> </ul>
平成9年(1997年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」改正、「労働基準法、育児・介護休業法」一部改正 (施行は平成11年、母性保護規定は平成10年)</li> <li>○ 「介護保険法」公布</li> </ul>
平成10年(1998年)		
平成11年(1999年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>○ 「食料・農業・農村基本法」公布、施行</li> </ul>
平成12年(2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国連特別総会「女性2000年会議」「政治宣言」「成果文書」採択(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>○ 「介護保険法」施行</li> <li>○ 「ストーカー規制法」施行</li> </ul>
平成13年(2001年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置</li> <li>○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>○ 男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの1週間)の開始</li> </ul>
平成14年(2002年)		
平成15年(2003年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>○ 「少子化対策基本法」公布</li> <li>○ 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進」</li> </ul>
平成16年(2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」</li> <li>○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>○ 育児・介護休業法改正(平成17年施行)</li> </ul>
平成17年(2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画基本計画」(第2次)策定</li> </ul>
平成18年(2006年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女雇用機会均等法改正 (間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)(平成19年施行)</li> </ul>
平成19年(2007年)		

県の動き	射水市の動き
○ 生活環境部に「婦人青少年課」設置 ○ 婦人関係行政連絡会議設置 ○ 婦人問題懇話会設置	
○ 「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定	
○ 「21世紀を目指すとやま女性プラン」策定	
○ 「新とやま女性プランーみのり豊かな男女協同社会へー」策定	
○ 「婦人青少年課」の名称を「女性青少年課」に改称	
	○ 第4次総合計画に男女共同参画社会の実現を目指し、女性の能力を發揮のための施策を方向付け（旧新湊市）
○ 「富山県女性財團」設立	○ 「女性の社会参加支援特別推進事業」文部省委嘱事業として実施（旧新湊市）
○ 「とやま男女共同参画プラン」策定 ○ 「女性総合センター」（サンフォルテ）開館 (現名称：富山県民共生センター)	
	○ 教育委員会生涯学習課に「女性青少年係」新設（旧小杉町）
○ 「男女共同社会に関する意識調査」実施	○ 「男女共同参画プラン策定委員会及び府内連絡会」設置（旧新湊市） ○ 「新湊市男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
	○ 「新湊市男女共同参画プラン」（共に歩むきときとプラン21）策定 ○ 「府内男女共同参画プラン策定及び条例制定委員会」設置（旧小杉町）
○ 「富山県男女共同参画推進条例」公布、施行 ○ 「富山県民男女共同参画計画」策定	○ 「新湊市男女共同参画プラン推進委員会」設置 ○ 企画情報課に「男女共同参画・国際係」新設（旧新湊市） ○ 「小杉町男女共同参画懇話会」設置 ○ 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施（旧大門町、旧大島町）
○ 生活環境部に男女参画・ボランティア課設置 ○ 「女性総合センター」を「県民共生センター」に改称	○ 「小杉町男女平等社会推進条例」公布、施行 ○ 「小杉町男女平等社会推進計画」策定 ○ 総務企画課に「男女平等社会推進係」新設（旧小杉町） ○ 「大門町男女共同参画懇話会」設置 ○ 「男女共同参画社会に関する事業主意識調査」実施（旧大島町） ○ 「大門町男女共同参画推進条例」公布
○ 「男女共同参画と社会慣習等に関する調査」実施	○ 「男女平等社会推進宣言都市」を内閣府との共催により宣言（旧小杉町） ○ 「大門町男女共同参画推進条例」施行 ○ 「大門町男女共同参画プラン」策定
○ 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施	○ 「大島町男女共同参画推進条例」公布、施行
○ 中学校の「家庭教育」「ホームルーム」の補助教材として男女共同参画副読本発行	○ 「大島町男女共同参画推進プラン」策定 ○ 「新湊市男女共同参画プラン」（共に歩むきときとプラン21）改定 ○ 平成17年11月1日「射水市」誕生（射水地区広域圏1市3町1村の新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村で合併）
○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	○ 射水市男女共同参画推進条例制定委員会設置 ○ 射水市男女共同参画「市民ワーキング会議」設置 ○ 射水市男女共同参画懇話会設置 ○ 射水市男女共同参画プラン策定委員会設置 ○ 射水市男女共同参画プラン策定調整委員会設置 ○ 射水市男女共同参画推進条例公布
○ 「富山県民男女共同参画計画」（第2次）策定	○ 射水市男女共同参画基本計画策定 ○ 射水市男女共同参画推進条例施行